

国立大学法人群馬大学謝金等支給取扱要領

	平成18. 4. 1	制定
改正	平成20.10. 1	平成21. 4. 1
	平成26. 4. 1	平成30. 4. 1
	平成31. 4. 1	令和 2. 4. 1
	令和 5. 4. 1	

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学における講演会・実験補助等の目的のための、学外者（本学の学生を含む。以下「講演者等」という。）に対する報酬又は賃金（以下「謝金等」という。）の支給については、この要領の定めるところによる。

(単 価)

第2条 講演者等に支給する謝金等の単価は、謝金等単価基準表（別紙）に定める額を最高限度とし、各学部等において当該学部等の実情に応じて年度を通じて統一単価で実施するものとする。

2 前項に定める区分により難い謝金等については、次の各号により算出するものとする。

(1) 教育研究に対する研究，試験，調査及び課外活動等の協力者については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる俸給月額を基礎として、次により算出した金額以内とする。

$$1 \text{ 時間あたり} = \frac{\text{俸給の月額} \times 12}{52 \times 10} = A$$

$$A \times \text{時間数} = \text{謝金等額}$$

(2) 労務の提供及び事務的協力者又はこれに準ずる者については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる俸給月額を基礎として、次により算出した金額以内とする。

$$1 \text{ 時間あたり} = \frac{\text{俸給の月額} \times 12}{52 \times 38.75} = A$$

$$A \times \text{時間数} = \text{謝金等額}$$

(3) その他前記各号により難い事情のある謝金等額については、財務部財務課と協議して定めるものとする。

(支払手続き)

第3条 学生等に実験・研究等の補助等を目的とした業務を依頼する場合は、次の各号に掲げる書類を作成し、事前に所属する学部等（教員にあっては主担当を命ぜられた学部

等をいう。)の長の承認を得るものとする。ただし、理工学府に所属する教員で、荒牧事業場に勤務する教員が荒牧地区において業務を実施する場合は、財務部長の承認を得るものとする。

- (1) 業務の実施予定が分かる申請書類
- (2) 業務の実施結果が分かる書類
- (3) 口座振込依頼書
- (4) その他参考となる書類

2 前項の業務が終了した場合は、速やかに業務実施表を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

謝金等単価基準表

No.	区 分	単位	単価 (円)	備 考
1	会議出席謝金	回	15,000	
2	特別講演謝金	回	50,000	
3	一般講演謝金	回	30,000	
4	指導・助言・実習・実技	時間	5,000	
5	実験実習・資料整理	時間	970	
6	学生指導・実験指導	時間	1,100	
7	健康診断謝金 (医師)	時間	8,000	
8	健康診断謝金 (看護師, 臨床検査技師, 診療放射線技師)	時間	1,700	
9	筆耕謝金	枚	250	
10	表紙・原稿等筆耕謝金	枚	10,000	
11	教育実習連絡協議会謝金	回	3,000	
12	職業実習 (養護学校)	件	5,000	
13	チューター謝金	時間	970	
14	系統解剖	件	30,000	
15	病理解剖	件	10,000	

上記を下回る単価とする場合は群馬県の最低賃金を下回らないこと。

報酬又は賃金の区分は, 使用従属関係の有無により判断すること。